平成２１年（フ）第２０１号
兵庫県明石市小久保１丁目４番地の７　メゾン西明石205号
債務者　村山　　勝
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　孝洋
4　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
兵庫県明石市人丸町５番８号　ＪＯＹコート亀の水201号、旧住所神戸市西区枝吉１丁目66番地の12
債務者　岡田　信康
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山幸一郎
4　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
長野県千曲市大字上山田3813番地164
債務者　吉池　健彦
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　芳嗣
4　破産債権の届出期間　平成21年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１２４号
長野県上田市上田原788番地１
債務者　成澤　　希
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　利夫
4　破産債権の届出期間　平成21年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午前11時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１３号
山口県山陽小野田市叶松２丁目10番25号、前住所山口県下関市綾羅木新町１丁目10番25号
債務者　玉田玉子こと　李　　玉子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８３０号
埼玉県川口市江戸１丁目17番23号　三洋ゴム寮102号
債務者　茶部主メルセデスこと　チャベス　ヒガ　メルセデス　ジョヴァンナ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７３号
さいたま市北区櫛引町２丁目161番地　上坂マンション202
債務者　五嶋　守司
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８９５号
埼玉県川口市上青木４丁目３番10号　エステートピア上青木206号
債務者　米内山健太
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９５６号
さいたま市岩槻区本丸２丁目22番19号
債務者　清水新之助
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９８１号
埼玉県加須市大字南篠崎2262番地３
債務者　小林　正和
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９９０号
さいたま市緑区東大門２丁目４番地　レクセルガーデン東川口301号室
債務者　藪本　千陽
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７５号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町２丁目10番地　サンハウス小幡緑地東３Ｃ号
債務者　臼井美加子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５号
京都府船井郡京丹波町中台南垣内54番地
債務者　伊藤　　愛
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
奈良県葛城市當麻118番地21
債務者　西谷内惠美子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係